

## 西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月23日(月)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 35名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊			2番	宇都宮久幸			3番	井上 一郎		
4番	泉原 猛男			5番	上甲 好文			6番	山岡 史朗		
7番	西森真一郎			8番	上杉 和博			9番	増田 隆		
10番	末光 則男			11番	三瀬 昇			12番	和家 稔		
13番	橋本 勝			14番	河野 昌博			15番	菊池マキ子		
16番	清家 純一			17番	五藤 忍			18番	沖野 泰		
19番	高岡 常夫			20番	井関 吉博			21番	武田 孝司		
22番	平野 治			23番	柴田 翔			24番	西本 定義		
25番	福井 純一			26番	金寄 長志			27番	大久保 卓		
28番	宇都宮文隆			29番	谷口 誠			30番	松末 正		
31番	平井 一清			32番	山内 正紀			33番	松浦 榮喜		
34番	宇都宮幸紀			35番	越智 三英			36番	川上 栄子		
37番	三好三智男			38番	松本 薫						

4. 欠席委員 3名

8番 上杉和博 13番 橋本 勝 24番 西本定義

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第11号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第12号 非農地現況証明について
- 日程第5 報告第13号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第6 報告第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 日程第7 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第13号 空き家に付属した農地の区域設定について
- 日程第9 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 議案第16号 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程第12 議案第17号 農業委員会が定める別段の面積について

6. 出席した事務局職員

事務局長 兵頭 健二      事務局次長 木崎 真近  
 農地係長 橋本 欽司      主 査 梶原 千生

7. 会議の概要

局長	ただ今から令和2年3月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、志波会長より、あいさつを申し上げます。
会長	(会長開会あいさつ)
局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則により志波会長が務めます。
議長	議事に入るまでに、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号7番、8番につきましては、取下げられましたので報告します。
議長	それでは、ただ今から3月定例総会を開催いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中17名、農地利用最適化推進委員19名中18名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお番委員、8番上杉委員、13番橋本委員、24番西本委員から欠席の旨、通告がありましたので報告いたします。
議長	次に、日程第1、「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	それでは、14番河野委員、30番松末委員のお二人をお願いします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
議長	会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、会期は、本日1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第11号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第11号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」ご報告いたします。議案書の2ページから4ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が16件、使用貸借権の解約が1件、の合計17件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
議長	次に、日程第4、報告第12号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第12号「非農地現況証明について」ご報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、 、他2名から証明願いが提出されましたので、平成25年1月1日から施行されています「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員、10番末光委員、4番泉原委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
議長	次に、日程第5、報告第13号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
次長	報告第13号「農地所有適格法人の要件確認について」ご報告いたします。議案書の5ページをご覧ください。農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定により、事業年度終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回「( )」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
議長	次に、日程第6、報告第14号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
次長	報告第14号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」ご報告いたします。

	<p>議案書の5ページをご覧ください。右端の備考欄に書いていますように、贈与税の納税猶予が4件、不動産取得税の徴収猶予が2件でございます。なお、それぞれに申告時期等もございましたので、地区担当農業委員に農業に従事していることを確認した上で、証明書を発行しています。以上で、「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」報告を終わります。</p>
<p>議長 主査</p>	<p>次に、日程第7、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号1番から6番までの6件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p> <p>【議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請6件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書のとおりです。なお、調査書の7ページ、8ページは取下げられましたので、削除お願いいたします。</p> <p>以上で議案の提案説明を終わります。</p>
<p>議長 25番福井委員</p>	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p> <p>受付番号1番の案件につきまして、25番福井が報告いたします。3月16日に末光委員と現地確認しました。譲渡人は3年前頃から体をこわし、作付けされてなくて草刈等は近くの人に依頼していました。受人は最近、家族も増え作付面積も増やしたいとのこと、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がなく、下限面積も超えていることで、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議長 30番松末委員</p>	<p>2番、3番をお願いします。</p> <p>受付番号2番の案件につきまして、30番松末が報告します。3月19日に清家委員と現地確認をいたしました。渡人と受人は隣近所で長い付き合いもあり、渡人は、現在広島県に住まわれており、岩木部落には帰ることはなく、管理もできなく元気なうちに手放したいということです。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということでありです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議長 29番谷口委員</p>	<p>受付番号3番の案件につきまして、30番松末が報告します。受人は空き家に付属した農地を取得したいということでありです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離等からみても問題がないことから許可要件をすべて満たしております。また、現在遊休農地である申請地は、受人と現地で出会い、耕作に向けて草刈、耕起されており、維持管理を適切にされ、今後耕作することを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組むことから、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議長 38番松本委員</p>	<p>4番をお願いします。</p> <p>受付番号4番の案件を29番谷口が報告します。3月18日に高岡委員とともに現地確認いたしました。受人は教員をしており、普段農業に従事してはおりません。農地は管理されておりました。受人は機械等を保有しておらず、取得後に法人に委託するのであれば、作業は可能と思いますが、委託前提での農地の所有権移転はいかがなものかと思っています。</p>
	<p>5番をお願いします。</p> <p>受付番号5番の案件につきまして、38番松本が報告します。この農地は、受人と隣接した水田で農作業の効率化を図りたいため、取得したいとのこと。取得後においてはすべての農地を利用することを確認いたしました。機械、労働力、技術からみても問題ありません。また、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。申請地は農地として栽培されていることを3月16日に確認しました。周辺農地並びに地域</p>

<p>議 長 21 番武田委員</p>	<p>営農への影響はないものと思います。 6 番をお願いします。 受付番号 6 番の案件につきまして、21 番武田が説明します。受人は、すでに借り受けて耕作しているということで、取得後においてもすべての農地を利用すること、機械、両動力、技術、通作距離等問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしています。また、3 月 18 日、山岡委員と申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地及び地域営農への影響はないものと思います。</p>
<p>議 長 10 番末光委員</p>	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。1 番をお願いします。 受付番号 1 番の案件につきまして、10 番末光則男が報告します。3 月 16 日に福井委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないものと思います。</p>
<p>議 長 16 番清家委員</p>	<p>2 番、3 番をお願いします。 受付番号 2 番の案件につきまして、16 番清家が報告します。3 月 19 日に松末委員と現地確認をいたしました。渡人は現在、広島県に住まれており、岩木部落には帰ることができず、管理ができないため元気なうちに手放したいとのこと。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されてい</p>
<p>16 番清家委員</p>	<p>ました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないものと思います。 受付番号 3 番の案件につきまして、16 番清家が報告します。3 月 19 日に松末委員と現地確認をいたしました。受人は、空き家に付属した農地を取得したいとのこと。現在、遊休農地ですが、耕作に向けて草刈、耕起等の管理をしており、今後耕作することを確認しました。取得後はすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離等からみても問題がないことから許可要件を満たしております。受人は意欲的に営農に取り組むことから、周辺農地並びに地域営農への影響はないものと思います。</p>
<p>議 長 19 番高岡委員</p>	<p>4 番をお願いします。 受付番号 4 番の案件につきまして、19 番高岡が報告します。3 月 18 日に谷口委員と現地を見て回り、耕起されていることを確認しました。受人は教員兼農業とあり、本業は教員であり、審査基準に記載してあります権利を取得しようとする者が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められるかでは、教員の立場では困難と思われる。また、機械の所有もなく不許可相当と判断します。</p>
<p>議 長 14 番河野委員</p>	<p>5 番をお願いします。 上杉委員が欠席なので、上杉委員の報告書を 14 番河野が代読報告いたします。受付番号 5 番の案件につきまして、8 番上杉が報告します。受人は何年も前から隣接農地 2892 番と一枚の田で水稻栽培を行っておられました。譲渡人の要望による事での今回の申請になりました。3 月 16 日に松本委員と現地確認を行い、農地として耕作されている事を確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないものと思います。</p>
<p>議 長 6 番山岡委員</p>	<p>6 番をお願いします。 受付番号 6 番の案件につきまして、6 番山岡が報告します。受人はすでに当地を借り受</p>

	<p>けて耕作しております。取得後においても、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がなく、下限面積も超えており許可要件をすべて満たしております。また、3月18日に武田委員とともに申請地を確認し、農地として耕作されておりました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議長	<p>現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは、事務局より許可基準の該当について説明をお願いします。</p>
主査	<p>その他の要件につきましては、別添調査書1ページから6ページにあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。</p>
14番河野委員	<p>4番の案件をもう少し詳しく説明お願いいたします。</p>
19番高岡委員	<p>経緯とかを言えばいいのですか</p>
14番河野委員	<p>この案件については面積等も多いし、会社がやっている方向ではないかと思われるので、その辺の内容をお願いします。</p>
19番高岡委員	<p>を通して組織として、親の面積も書いているのではないかと思います。</p>
主査	<p>権利を取得する者の条件には世帯員等の従事日数等があり、申請書に記載されている生計同一とみなす父親の従事日数が300日であることから許可要件を満たすと考えます。</p>
29番谷口委員	<p>同一世帯として判断するという事ですが、本人が別世帯であるのに同一世帯と判断できるのでしょうか。</p>
主査	<p>同一世帯とは住居および生計を一にする親族及び2親等内親族を表し、住所が別であっても2親等内親族なら同一世帯とみなします。</p>
29番谷口委員	<p>教員として生活している以上、農業従事として判断できないんじゃないですか。</p>
農地係長	<p>これまでの案件においても農家世帯として判断していた。たとえば田舎に親がいて、町中に子どもがいた場合でも、子どもに田を持たず場合でも農家世帯としてみて運用してきた。</p>
28番宇都宮委員	<p>認定農業者制度とかあって、親が法人の役をやっていて、主たる農業従事日数があって息子が200日以上とれるのでしょうか。土地の取得についても農業委員会はどのように判断するけど、農業水産課はどのように判断するのか。</p>
主査	<p>農業水産課に認定農業者の基準について確認をして来月の定例会で報告いたします。</p>
18番沖野委員	<p>同一世帯をどういう風に判断するのかを今後の事案の判断もあるので、農業委員会事務局としてはっきりとした基準を示してください。</p>
議長	<p>世帯員等とは住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養育に従事するその他の2親等内と親族をいいますと申請書に記載してあります。</p> <p>同一世帯の文言の理解しにくい面もあるので、細かく理解した上で、次に諮っていくということで、4番の案件は保留といたしたいと思いますがどうでしょうか。</p>
19番高岡委員	<p>参考までに2人兄弟ですが、次男は農業、長男は教員で住所が一緒でない状況であるが、同一世帯が認められるのか判断してください。</p>
議長	<p>他に意見がなければ、質疑を終結いたします。お諮りいたします。日程第7、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番は保留として、1番から3番、5番、6番の5件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議長	<p>よって、日程第7、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番は保留とし、1番から3番、5番、6番の5件を原案のとおり許可することに決</p>

議 長	定しました。
主 査	次に、日程第 8、議案第 13 号「空き家に付属した農地の区域設定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
議 長	議案第 13 号「空き家に付属した農地の区域設定について」説明申し上げます。議案書の 7 ページをご覧ください。この提案は、平成 30 年 3 月定例会にて、空き家に付属した小規模な農地の有効利用と遊休農地の解消を図るため、1 アールを下限面積として新たに設定したことに基づき、今回、申請書の提出があったため行うものであります。なお、区域の設定後に告示を行うことにより、農地法第 3 条申請時の下限面積要件が 1 アールになります。それでは、今回の申出のあった土地等について説明申し上げます。整理番号 1 番、申請人、 、土地の表示、 番、他 筆、畑合計 ㎡であります。以上で、「空き家に付属した農地の区域設定について」提案説明を終わります。
25 番福井委員	ただ今の説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番をお願いいたします。 受付番号 1 番の案件につきまして、25 番福井が報告します。3 月 16 日に末光委員と現地確認を行いました。申請地は西予市空き家情報提供制度の登録申し込みに伴い、空き家とあわせて所有する遊休農地を売却したいとのこと。申請地は過去 1 年以上作物の耕作が行われていないこと、草刈り等の維持管理は適切に行われていることから、遊休農地であると判断しました。
10 番末光委員	議 長 現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。 受付番号 1 番の案件につきまして、10 番末光が報告いたします。3 月 16 日に福井委員と現地確認を行いました。申請地は過去 1 年以上作物の耕作が行われていないこと、今後の耕作に向けて草刈等の維持管理が適切に行われていること、類似農地と比較して劣っていると認められる農地であることから、遊休農地であると判断しました。
議 長	議 長 現地の状況について、農業委員からの報告もありました。これより質疑を行います。何かご異議や質問等はありませんか。
議 長	議 長 質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第 8、議案第 13 号「空き家に付属した農地の区域設定について」原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	議 長 全員賛成と認めます。
議 長	議 長 よって、日程第 8、議案第 13 号「空き家に付属した農地の区域設定について」原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、日程第 9、議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 9 番までの 9 件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
農地係長	【議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 9 件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】
議 長	議 長 続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号 1 番からお願いいたします。
12 番和家委員	議 長 1 番をお願いします。 受付番号 1 番を 12 番和家稔が報告します。3 月 19 日に宇都宮委員と現地確認を行いました。受付番号 1 番の申請は、受人が水道事業を営んでいて、渡人の母親より借り受け、資材置き場として利用したいとの事。隣接の地主にも用途を説明し、承諾を得ており汚水等の排出もないとの事で、周辺農業への支障はないものと思われ。ます。
議 長	議 長 2 番から 5 番をお願いします。

10 番末光委員	受付番号2番を10番末光則男が報告します。3月16日に福井委員と現地確認を行いました。受付番号2番の申請は、申請人が現在借家住まいで、手狭となったため実家隣の申請地に個人住宅を建築されるものであります。隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま
10 番末光委員	す。 受付番号3番を10番末光則男が報告します。3月16日に福井委員と現地確認を行いました。受付番号3番の申請は、受人が申請地の隣接地に居住しており、夫婦ともに園芸が好きで、申請地を譲り受けて盆栽、鉢植え等を配置して、ビオトープガーデンとして利用したいとのことであります。敷石や芝生で表土流出を防止するとのことであり、周辺農業への支障はないものと思われま
10 番末光委員	す。 受付番号4番を10番末光則男が報告します。3月16日に福井委員と現地確認を行いました。受付番号4番の申請は、申請人が現在借家住まいで、手狭となったため個人住宅を建築されるものであります。隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま
10 番末光委員	す。 受付番号5番を10番末光則男が報告します。3月16日に福井委員と現地確認を行いました。受付番号5番の申請は、申請人が現在借家住まいで、手狭となったため個人住宅を建築されるものであります。隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま
議 長	す。 6番をお願いします。
16 番清家委員	受付番号6番の案件を16番清家が報告します。3月19日に松末委員と現地確認しました。申請人は現在親と同居しており、子どもの成長に伴い手狭となったため、個人住宅を建築したいとのことです。排水は隣接農地に浸入しない配管になっており、周辺農地への支障はないと思いま
議 長	す。 7番、8番をお願いします。
14 番河野委員	7番の申請を14番河野が報告します。22日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は隣接地で建設業を営む賃借人が、事業の効率化のために建設用自動車、機械を集中管理するために転用し利用したいとのことです。申請地東側は水田が耕作されていますが、申請地は一番低い位置にあります。碎石で覆土し、雨水による土砂の流出を防止するとのことで、周辺農業への支障はないと思われま
14 番河野委員	す。 8番の申請を14番河野が報告します。22日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は利便性が良く住環境に適したこの申請地を購入し、アパートを建築し賃料での生計を計りたく申請に及んだものです。申請地周辺は水田が耕作されていますが、転用の同意を得ているとのことです。汚水は北側市道の下水管に、雨水は北側市道横の水路へ放流するとのことで周辺農業への支障はないと思われま
議 長	す。 9番をお願いします。
15 番菊池委員	9番の案件を15番菊池が報告いたします。3月16日に平野委員とともに現地確認を行いました。受付番号9番の申請は、申請人が借家住まいをしておりますが、子どもの成長に伴い手狭になったため不便となり、立地条件の良い同所に住宅を建築し、隣接する申請地を駐車場と物干し場に利用するための整備を行いたいということです。現地は宅地の真ん中にあり、西側に水路と道路があり隣接農地もなく、問題はないものと思われま
議 長	す。 続きまして、地区担当推進委員の報告をお願いします。1番をお願いします。
28 番宇都宮委員	1番を28番宇都宮が報告します。3月19日に和家委員と現地確認を行いました。先ほど和家委員が報告した通りであり、問題はないと思われま
議 長	す。 2番から5番をお願いします。
25 番福井委員	受付番号2番を25番福井が報告します。3月16日に末光委員と現地確認を行いました。

25 番福井委員	<p>申請人は現在借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭になったため、父親の申請地と宅地部分を借り受け、自己住宅を建築したいとのことであります。隣接農地に排水が浸入しない配管で、農地への支障はないと思われます。申請地の一部はすでに宅地の一部として利用してありますが、始末書も出してあり反省されておられます。</p>
25 番福井委員	<p>受付番号3番の案件を25番福井が報告します。3月16日に末光委員と現地確認を行いました。受人は夫婦共に園芸が好きで、ガーデニングをしたいとのことで、自宅の敷地があまりにも狭いため、申請地を譲り受けて鉢植えや盆栽など配置したいとのこと。申請地は農機具が入るための道幅も狭く、草刈り等の管理はされていますが、近年は作物は植えてない状態です。周辺農業への支障はないと思われます。</p>
25 番福井委員	<p>受付番号4番の案件につきまして25番福井が報告します。3月16日に末光委員と現地確認を行いました。受人は現在借家に居住しており、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないと思われます。</p>
議 長	<p>6番をお願いします。</p>
30 番松末委員	<p>6番を30番松末が報告します。3月19日に清家委員と現地確認を行いました。受付番号6番の申請地については、担当委員より詳しく説明がありましたように、自己住宅を建築したいということでもあります。申請地は市道より下がった場所にあるため、埋め上げ整備し周囲をブロックで囲み、土砂の流出を防止する計画であります。また、排水につきましては、北側の水路に流すということであり、隣接農地に排水が浸入しない配管となっており、周辺農地への支障はないものと思われます。</p>
議 長	<p>7番、8番をお願いします。</p>
35 番越智委員	<p>7番を35番越智が報告します。3月22日に河野委員と現地確認を行いました。申請地は道路に面しており、借人が経営している会社の敷地とも隣接しています。水路に問題はなく、周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
35 番越智委員	<p>8番を35番越智が報告します。3月22日に河野委員と現地確認を行いました。申請地は宅地化が進んでいる地域にあり、横や前の土地も宅地になっています。道路に面しており、水路も問題ありません。周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
議 長	<p>9番をお願いします。</p>
22 番平野委員	<p>9番を22番平野が報告します。3月16日に菊池委員と現地確認を行いました。受付番号9番の申請は、申請人が現在、借家住まいで手狭となったため、個人住宅を建築されるものでありますが、隣接農地に排水が浸入しない配管や、農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
議 長 農地係長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明があります。農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書9ページから17ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
4 番泉原委員	<p>6番について第一種農地であるのですが、該当する住宅であるため、やむを得ないと認めたと記載あるがどのように認めたのか。</p>
農地係長	<p>意見書の中に書いてあるところでしょうか</p>



4 番泉原委員 農地係長	14 ページのところでは、意見決定理由の下半分のところですね。法律の条文はありますが、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に該当する住宅とは、集団で集落になっていて、その集落に接続する住宅であるという意味であるので、第一種農地の例外である農地であるということです。
4 番泉原委員 農地係長	そしたら近くに住宅があるということですね。
議 長	はいそうです。
議 長	他に質疑はございませんか。質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 9 番までの 9 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第 9、議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 9 番までの 9 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
議 長	次に、議案第 15 号については、1 番志波、3 番井上委員、16 番清家委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。
議 長 (宇都宮会長職務 代理者)	《1 番志波委員、3 番井上委員 16 番清家委員退席》
次 長	それでは、日程第 10、議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
次 長	今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、146 件でございます。議案書の 10 ページから 18 ページをご覧ください。西予市長より令和 2 年 3 月 9 日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が 97 件、新規の利用権設定の計画が 48 件です。利用権の設定をする者が 137 名、利用権の設定を受ける者が 70 名、うち認定農業者が 33 名でございます。利用権設定の面積は 458,834 m <sup>2</sup> 、筆数が 361 筆です。
次 長	所有権の移転をする者は、整理番号 1 番、 、 、所有権の移転を受ける者は、 、 、年齢 歳、経営面積は、 m <sup>2</sup> で、認定農業者です。所有権を移転する面積は m <sup>2</sup> 、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は、 円となっております。
次 長	利用権設定及び所有権の移転をするものが合計で 138 名、利用権設定及び所有権の移転を受ける者が合計で 71 名、面積が 459,132 m <sup>2</sup> で筆数が 362 筆です。
議 長	以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
議 長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。
議 長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 10、議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定及び所有権移転の 146 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第 10、議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定の 146 件は原案のとおり決定しました。
議 長 (志波会長)	《1 番志波委員、3 番井上委員 16 番清家委員着席》
主 査	次に、日程第 11、議案第 16 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
主 査	議案第 16 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。

	<p>議案書の18ページをご覧ください。整理番号90番、申請人、 、土地の表示、番(農用地区域内)、面積 m<sup>2</sup> 申し出の理由は、高齢により耕作が出来なくなったため、価格は応相談にて売りたいと のことです。今回1件、1筆のあっせん申し出となっています。</p> <p>農地移動適正化あっせん基準第11条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員か ら1名以上を指名することとなっていますので、整理番号90番は案としまして「38番松 本薫委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員 の指名について」の提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませ んか。</p>
議 長	<p>それでは、以上で質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号90番は「38番松 本薫委員」をあっせん委員として指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第12、議案第17号「農業委員会が定める別段の面積について」を議題とい たします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>なお、この案件につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の採決を求めま すので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>議案第17号「農業委員会が定める別段の面積について」の提案説明を申し上げます。 議案書の19ページをご覧ください。平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業 委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、こ れらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積 として設定できることになりました。平成21年1月23日付け「農業委員会の適正な事務 実施について」の経営局長通知により、農業委員会は、毎年下限面積(別段の面積)の設 定又は修正の必要性について審議することとなっています。このため、下限面積(別段の 面積)について、以下のとおり提案いたします。</p> <p>【方針】農地法施行規則第17条第1項第3号を適用して、宇和町の地域における別段 面積を30アールとする。</p> <p>【理由】宇和町において遊休農地の解消と新規就農を促進するため、別段面積を30ア ールとする。別段面積の基準について令和2年2月29日時点で算定した結果、耕作に従 事している総農家数が2,772世帯、30アール未満の耕作に従事している農家数が1,620 世帯であり、基準に適合することの理由であります。なお、明兵町、野村町、城川町、三 瓶町は30アールで変更なし、空き家に付属した農地も1アールから別段面積の変更はご ざいませぬ。以上で「農業委員会が定める別段の面積について」提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませ んか。</p>
議 長	<p>質疑もないようですので質疑と終結といたします。日程第12、議案第17号「農業委員 会が定める別段の面積について」原案のとおり、決定することに賛成する農業委員並びに 農地利用最適化推進委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第12、議案第17号「農業委員会が定める別段の面積について」原案のと おり決定しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。</p>
	<p>3月定例総会は午後2時40分閉会した。</p>

--	--